

日本の農業を守るため「農業者戸別所得補償法案」と「ふるさと維持支払い3法案」の成立を！

民主党は3月26日、生活、社民と3党共同で議員立法「ふるさと維持支払い3法案」（「農地・水等共同活動の促進に関する法律案」、「中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案」、「環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案」）を衆院に提出しました。

これらは政府案の対案として提出したもの。政府案では「将来を見通せない農政」となってしまうため、民主党が「安定的に農業者を支える将来を見通せる農政」のあり方を示しました。昨年6月に提出した「農業者戸別所得補償法案」と共に、民主党は農業者の皆さんに求められる農政改革を実現させるため、国会論戦に臨みます。

わが国の農業の現状を憂い、民主党政権下で導入したのが農業者戸別所得補償制度。その結果、農業所得が回復傾向に転じ、自民党政権下で毎年のようにこころこころ変わった猫の目農政から脱却

し、農家の予測可能性を高めたことで、農家の皆さんからも高い評価を得てきました。ところが、自民党政権に戻ると所得補償交付金を2014年度から半減、17年度には停止する等の方針を打ち出しました。政権が変わったからという政局的な理由で制度が変更されることは許容しがたいため、昨年に法案を提出しました。



■お問い合わせはこちら



農業者戸別所得補償法案とふるさと維持支払い3法案の関係

民主党のふるさと維持支払い3法案は、すべてを一本化した政府案と異なり、各支援措置の目的・趣旨等に着眼して、それぞれ独立した法案としています。

農業者個人に対する支援

③環境保全型農業に対する加算的部分

環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案

有機農業など自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業者に対して交付金を交付



②条件不利地域に対する加算的部分

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案

中山間地域その他の条件不利地域における条件不利地域農業生産継続推進事業を行う農業者等に対して補助金を交付（農業者個人・共同活動の両方に対する加算的な措置）

①ベースとなる部分

農業者戸別所得補償法案

恒常的なコスト割れ部分（売価と生産費の差額）を国が責任を持って補てんし、営農継続を支援するための交付金を交付

政府・自民案にない部分

農業生産活動の基盤を支える共同活動に対する支援



②条件不利地域に対する加算的部分

①ベースとなる部分

農地・水等共同活動の促進に関する法律案

農地・水等共同活動促進事業を行う農業者団体等に対して補助金を交付

